

# 平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります

これまでの国民健康保険は、各自治体が運営の主体であり、その各市町村が医療費の給付や運営に必要な保険税を賦課・徴収する方法を採ってきました。

一方、国民健康保険制度は日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税収入が少ない」「財政運営が不安定で各自治体のリスクが大きい」という構造的な問題を抱えています。

このような状態を改善し、今後も国民健康保険制度を維持させるため、平成30年度から都道府県も国民健康保険運営を担うことになりました。

## ○県と市町村の役割

これまで市町村が行ってきた国保運営事業のうち、県は主に財政運営に関する業務を担います。

県の主な役割	市町村の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を県に納付
・ 市町村ごとの標準保険税率を算定・公表	・ 資格の管理（被保険者証の発行）
・ 保険給付費等交付金の市町村への支払い	・ 保険給付の決定・支給
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 標準保険税率を参考に保険税率を決定 ・ 保険税の賦課・徴収

## ○県が国保運営に加わると、国保税には影響があるの？

→国民健康保険税の算定方法が変わります。平成30年度からは、秋田県が県内の国保加入者の医療費を推計し、その経費を県内市町村から「事業費納付金」として徴収します。県内市町村は「事業費納付金」に必要な費用を保険税として算定し、賦課・徴収します。

この各市町村が秋田県に納める「事業費納付金」は、各市町村の医療費水準や所得水準によって異なります。

## ○手続等、これまでと何か変わるの？

→平成30年10月1日の被保険者証一斉更新から、被保険者証に「秋田県」と表記されます。窓口でのお手続方法は、これまでどおりで変更はありません。

## ○なにかメリットはあるの？

→県内の他市町村へ転出した際、転出先の市町村でも世帯の継続性が保たれている場合、高額療養費の多数該当による取り扱いを引き継ぐことができます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、  
制度見直しにご理解、ご協力をお願いします。